

令和 8 年度新座市地域密着型サービス事業者
(令和 9 年度整備分)
募 集 要 項

令和 8 年 9 月

新座市いきいき健康部介護保険課

令和8年度新座市地域密着型サービス事業者募集要項

新座市では、「第9期新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画（令和6年度～8年度）」のサービス見込量等に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を図っています。

本公募は、より良いサービスの提供が期待できる事業者の候補者を公平・公正に選定するため行うものです。

1 募集する地域密着型サービス

(1) サービスの種類

（看護）小規模多機能型居宅介護

(2) 整備圏域・地区及び事業所数

サービス種類	圏域・地区	事業所数
（看護） 小規模多機能型居 宅介護※1	西部地区・東部第二地区を優先とする。 （その他圏域については応相談。）	1 か所 （登録定員29名）

※ 看護小規模多機能型居宅介護と小規模多機能型居宅介護はいずれか1か所の整備を計画しています。

(3) 整備予定年度

令和9年度末までに整備を完了すること

2 応募者の資格

(1) 選定された場合に実際に事業を運営する法人であること。

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項及び第6項並びに第115条の12第2項及び第4項の規定のいずれかに該当しないこと。（基準を満たしていない、拘禁刑を受けた等々）

(3) 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人の所在地における法人道府県民税（法人都民税）及び法人市町村民税その他法人に課税された各種税を滞納していないこと。

(4) 次に掲げる項目のいずれかに該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）

若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人

ウ 代表者等（役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人

- (5) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 過去に所轄庁の監査等において法人運営・施設運営等に関して重大な問題等を起こしていないこと。
- (7) 現に介護保険サービス事業を運営していること。

３ 応募要件

- (1) 申請者（運営法人）自らが開設し、指定を受けるものであること。
（小規模多機能型居宅介護は介護予防の指定も併せて受けること。）
- (2) 提出する各種計画は、令和９年度中に整備の完了が見込まれる計画であること。
- (3) 整備・運営に当たり、関係法令等を遵守し、許可等に必要な手続を行い、基準等を満たすこと。（許認可手続の実施に当たっては、必ず関係部署と事前に調整の上、計画の実現性を確認すること。）

＜介護保険関係法令等＞

ア 介護保険法

イ 新座市指定地域密着型サービスの事業者の指定等並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

ウ 新座市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

エ 基準省令の解釈通知「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」

＜その他の法令＞

ア 老人福祉法

イ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

ウ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

エ 生活保護法

- オ 建築基準法
- カ 消防法
- キ 都市計画法
- ク 農地法
- ケ 埼玉県建築基準法施行条例
- コ 埼玉県福祉のまちづくり条例
- サ 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
(埼玉県建築物バリアフリー条例)
- シ 労働基準関係法令
- ス 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- セ その他遵守すべき法令

(4) 事業用地・建物及び設備等の要件

ア 計画地は、確実に確保できるとともに、法令等に基づき必要な許認可等が得られるものであること。

イ 計画地は、自己所有（取得見込みを含む。）を原則とするが、借地の場合は、地上権又は賃借権を設定、登記すること。ただし、借地の場合は、賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、事業者が当該賃借料を長期にわたり、安定的に支払う能力があると認められる場合に限る。

ウ 土地及び建物に抵当権又は根抵当権が原則設定されていないこと。

ただし、開設までに抹消確実な見通しがあるものは可。

抵当権については、当該地域密着型サービスを整備するための借入金を被担保債権とする抵当権の設定は可とする。

なお、事業運営の継続に当たりやむを得ない理由で抹消することが困難なときは、必ず事前に市に相談すること。

エ 事業地は、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域及び3 m以上の浸水が想定される区域以外とし、災害に対する安全性が確保されていること。

オ 昭和56年の建築基準法改正前の古い耐震基準によって建てられた建物を使用する場合、耐震診断により新しい基準を満たしていると証明されたもの又は耐震工事が実施されたものであること。

カ 募集する圏域及び地区であること。

(5) 施設建設、施設準備及び事業運営に必要な資金が十分にあり、長期継続して健全で安定したサービスの提供ができること。

- (6) 当該事業所の利用者を原則として新座市民に限定すること。
- (7) 本公募により事業者の候補者として選定された際は、事業所開設に当たり、地域住民に対し、整備・運営事業者の責任で十分な説明を行うこと。

4 応募手続

(1) 受付期間

令和8年9月18日（金）から令和8年10月30日（金）まで
午前9時00分から午後4時30分まで

(2) 提出場所

新座市いきいき健康部介護保険課介護給付・事業者係（本庁舎1階）

※ あらかじめ提出日時を電話予約の上で御来庁ください。

※ 郵送による書類の受付はしません。

(3) 提出書類

No.	提出書類	様式	備考
1	地域密着型サービス事業者公募申請書	様式1	
2	地域密着型サービス事業計画概要書	様式2	
3	地域密着型サービス事業計画提案書	様式3	
4	法人の沿革	様式4	
5	代表者・管理者の経歴書	様式5	
6	誓約書	様式6	
7	法人登記簿謄本		直近3か月以内に発行されたもの
8	法人の定款又は寄附行為		最新のもの
9	指導監査及び運営指導監査結果		当該事業過去3年分を3件（当該事業を運営していない場合はそれ以外のもの）
10	事業所開設予定地の周辺地図		
11	建物計画図		平面図、立面図、配置図等 ※建物の一部を使用する場合は、当該事業を実施する場所が分かるようにすること
12	建設工程表		着工、竣工、事業開始日や工事種別ごとの工程等 ※新規に施設建設を行う場合

13	資金計画書	様式 7	
14	借入金返済計画書	様式 8	
15	収支計画書	様式 9	
16	預金残高証明書		自己資金分 直近 1 か月以内に発行されたもの
17	収支予算書		直近 1 年分
18	決算報告書		過去 3 年分
19	地域密着型サービス事業所整備予定地 事前相談報告書	様式 10	
20	建築計画概要書の写し		既存施設利用の場合
21	開発行為許可通知書等の写し（都市計 画法第 29 条第 1 項の許可書の写し、 同法第 43 条第 1 項の許可書の写し又 は都市計画法施行規則第 60 条の証明 書の写し）		市街化調整区域に存 する既存施設利用の 場合
22	会社更生法疎明書面及び民事再生法疎 明書面	様式 11	
23	開設予定地の土地登記簿謄本 （全部証明、提出日以前 3 か月以内、 土地が賃借である場合も提出）		
24	開設予定建物の家屋登記簿謄本（全部 証明、提出日以前 3 か月以内、既存建 物を使用する場合のみ）		
25	土地売買契約（確約）書（写し）又 は、賃貸借契約（確約）書（写し）	様式 12	
26	質問票	様式 13	任意

※ 追加書類の提出を求める場合があります。

(4) 提出部数

ア 正本 1 部、副本 2 部（副本は正本の写しとしてください。）

イ 電子データ式 ※送付方法については、送付前に必ずご相談ください。

(5) 提出に当たっての留意点（紙媒体）

ア 提出書類は、フラットファイルを使用し、A4 版（図面を除く。）左綴じとしてください。

イ ファイルの表紙及び背表紙に「令和８年度地域密着型サービス事業者公募申請書類（法人名）」を記載してください。

ウ 原則として、提出書類（様式に別紙があるものは、様式と別紙を分ける。）ごとに両面印刷としてください。

エ 提出書類ごとに仕切り紙を挿入し、その仕切り紙に【様式１別紙】の提出書類のNo.をインデックスで付けてください。

オ 提出書類の様式は市ホームページに掲載しますので、ダウンロードして作成してください。

５ スケジュール（予定）

令和８年９月１８日（金） ～令和８年１０月３０日（金）	応募受付期間
令和８年１１月下旬	書類審査及びプレゼンテーション （事業者の候補者の選定）
令和８年１２月	選定結果の通知
令和９年度中	施設整備
令和１０年度中	サービス提供開始

６ 事業所整備の補助金について

- (1) 事業所整備に対する補助金については、令和９年度の埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金を活用したものとなる見込みですが、資金計画等の作成に当たっては、補助金の不交付や補助金の減額等の変更も念頭に置き、十分に対応できるようにしてください（市単独の補助金はありません。）。
- (2) 事業を行うに当たり、「埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱」「新座市契約規則」「新座市ダイレクト型制限付き一般競争入札実施要項」「新座市市内事業者優先発注実施方針」等の本市の入札・契約に関する関連規程に則り、整備を行うこととなります。事業の契約には入札等の条件が付されているため、事前に建設業者等を任意に決めることはできません。また、補助金の交付決定前に着手した場合は、交付の対象外となりますので御留意ください。詳細は、前述の要綱・規則等を確認してください（令和８年度時点の情報になります。今後内容が変更になる可能性がありますので御了承ください。）。

- (3) 土地所有者等が建物を整備し、運営法人に賃貸する場合も整備事業費の補助対象となりますが、補助金の申請に当たっては運営法人が責任を持って十分なサポートを行ってください。
- (4) 令和9年度内に整備を完了する必要があります。このため、工期スケジュールの管理を徹底し、十分に対応できるよう計画してください。

7 選定及び審査方法について

- (1) 新座市いきいき健康部介護保険課で申請書類を受け付け、精査した後、新座市地域密着型サービス事業者選定委員会に諮り（プレゼンテーション及びヒアリングの実施予定）、意見聴取及び審査を行った上で、市長が事業者の候補者を選定します。
- (2) 審査は、申請書類の内容により、法人の概要・実績、計画地・建物の状況、サービス提供体制等について、採点方式により客観的に評価します。
必要に応じて個別にヒアリングを実施することがあります。
審査の結果、評価の合計点が7割に満たない場合、事業者なしとする場合があります。
なお、現段階の審査項目として予定している大枠は以下のとおりです。
 - ア 法人の実績や経営状況
 - イ 立地環境
 - ウ 施設・設備・運営計画（重点項目）
 - エ 事業提案内容（重点項目）
- (3) 選定結果は、応募した全ての事業者にも文書により通知します。
また、選定された事業者の候補者については、市ホームページで公表します。

8 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募に当たっては、1事業者につき1案件としてください。
- (2) 受付期間を経過した後の申請書類の変更は認められません。ただし、市から追加書類の提出を求める場合があります。
- (3) 提出された申請書類は返却しません。
- (4) 申請に要する経費は、全て申請者の負担になります。
- (5) 提出された書類は、新座市情報公開条例（平成13年新座市条例第4号）に基づく開示の対象になります。
- (6) 選定後の辞退について

事業者の候補者として選定された後に辞退することは、本市の行政計画全体に大きな支障を来すことになるため、その影響を十分認識した上で、確実に事業を実施できる見込みをもって応募してください。

なお、選定された事業者名は公表するため、その後辞退する場合は、法人名・代表者名・辞退理由等を公表することになります。また、必要に応じて関係機関等への説明を行っていただく場合があります。

- (7) 選定された事業者の候補者が辞退した場合は、次点の事業者を繰り上げて選定する場合があります。
- (8) 本公募に関する質問については、所定の様式に御記入の上、電子メールにて提出してください。それ以外の方法での質問は御遠慮ください。

新座市いきいき健康部介護保険課介護給付・事業者係

〒352-8623

埼玉県新座市野火止一丁目1番1号（本庁舎1階）

電 話 048-424-5361 F A X 048-482-5882

E-mail : kaigo-jigyosha@city.niiza.lg.jp